

アメリカ大統領選への立候補と合衆国憲法修正一四条三節

——Trump v. Anderson, 601 U.S. 100 (2024) ——

高 畑 英 一 郎

1. 事件の概要

一八六八年に採択された合衆国憲法修正一四条三節は「欠格条項」と呼ばれ、次のように規定する。

「連邦議会の議員、合衆国の公務員、州議会の議員、もしくは州の執行府または司法府の職員として、合衆国憲法を支持する宣誓をしながら、その後合衆国に対する反逆あるいは反乱に加わり、または合衆国の敵に援助もしくは便宜を与えた者は、連邦議会の上院また

は下院の議員、大統領及び副大統領の選挙人、文官、武官を問わず合衆国もしくは州の官職に就くことはできない。ただし、連邦議会は、各議院の三分の二の投票で、そのような欠格を解除することができる^①。

この条項は、南北戦争後に南軍側の関係者が連邦政府や州政府の議員や公務員に復職することを制限するために規定されたものであり、合衆国憲法（以下「憲法」という）を支持すると宣誓した公務員が、後に（一）合衆国に対する反逆や反乱に関与した場合、あるいは（二）

合衆国の敵に援助や便宜を与えた場合、議会の超党派が「そのような欠格を解除する」場合を除き、官職就任の欠格条項が適用されることを意味する。^③

ドナルド・トランプ大統領(当時)は、二〇二〇年の大統領選挙で敗北した後に選挙不正があったと支持者に訴え、憲法や連邦法に基づき連邦議会の上下両院の合同会議で大統領選挙の選挙人投票結果を確認する作業が行われる二〇二一年一月六日に、連邦議会議事堂近くで集会を開催した。その集会でトランプ大統領は「みんなだ議会に向けて行進しよう。この国を取り戻すためには強さを見せ、議員らに正しいことをするよう要求しなければならぬ」などと参加者に呼びかけた。参加者たちはこれに呼応して連邦議会議事堂へ向かい、確認作業に抗議するとともに、警備の警官を振り切って議事堂内に侵入した。暴徒たちは四時間近く議事堂内にとどまったが、最終的に警察によって排除された。^④ トランプ大統領自身は議事堂襲撃事件への関与を否定したが、連邦議会下院は大統領の発言が反逆の扇動に当たるとし、二〇二一年一月一三日に弾劾訴追の議決をした。^⑤ 上院の弾劾評決はトランプ大統領退任後の二月一三日に行われ、五七票の

有罪票があったものの、解職に必要な三分の二の多数には達せず、有罪判決は成立しなかった。^⑥

トランプ前大統領は二〇二二年一月に次期大統領選挙への正式な立候補を表明した。コロラド州の有権者数名が二〇二三年九月に、前大統領は憲法の下、大統領職に就く資格がなく、二〇二四年のコロラド州共和党予備選挙の投票用紙にその氏名を記載すべきではないとして、州地方裁判所に訴訟を起こした。二〇二三年一月十七日に同裁判所は、連邦議会襲撃事件に関する連邦議会の報告書の証明力を認め、前大統領の行為は「反逆」に当たると認定しつつも、大統領は「公務員」ではないと判示して請求を棄却した。^⑦ 「公務員」に大統領が含まれない理由として、修正一四条三節の条文に「大統領」の文言がなく、また「公務員」という語が大統領を含む包括的な表現ではないこと、さらに条文の制定過程で「大統領」の語が削除された経緯が強調された。^⑧

上訴を受理したコロラド州最高裁は、一月一九日に、前大統領の行為は欠格条項に該当し、共和党予備選挙での立候補を制限するとの判決を下した。^⑨ 州最高裁は、「公務員」という言葉の一般的な意味に大統領は含まれ

ると解釈し、条項の制定者も同様に理解していたと説示した¹¹。また、その解釈は欠格条項の目的にも合致すると

述べて、大統領の「公務員」該当性を肯定した。さらに、修正一三条・一四条・一五条の南部再建条項は全体として理解されるべきであり、連邦最高裁が修正一三条や修正一四条一節・二節、修正一五条を自動執行規定と解釈しているのと同様に、修正一四条三節の欠格条項も自動執行規定であるとした¹³。そして、反逆とは「合衆国政府の平和的な権力移譲に必要な行動を妨げたり阻止したりすることを目的として、集団が力や武力による脅しを用いる共同かつ公然な行為を含む¹⁴」ものであつて、前大統領の行為は反逆の扇動に当たり、副大統領や議員たちに結果確認作業をやめるよう働きかけたことは反逆への加担であると判示した¹⁵。州最高裁はまた、憲法二条一節二項の大統領選挙に関する規定を根拠に、今日有権者は個々の選挙人ではなく大統領候補に投票しているのだから、州は選挙人の選任だけでなく、大統領候補の氏名を投票用紙に記載するか否かについても管理できるとし、憲法上欠格な候補者を選挙から排除できると説示した¹⁶。これに対して、連邦最高裁は前大統領側の裁量上訴

を受理した¹⁷。

2. 判旨

パーキュライム（破棄自判）

一八六八年に採択された修正一四条は、州の自治権を削減して連邦の権限を拡大し、憲法の定める州と連邦の権限バランスを変更した。同条五節は、連邦議会に修正一四条の規定を法律で執行することを認めた。同条三節も州の権限を制限するものであり、南北戦争後に南軍関係者が連邦の公職に復権するのを阻止して、連邦の永続性を確保しようとするものである。同節には、憲法を支持する宣誓をしたにもかかわらず、その後反乱に関わつた者たちを公職から排除することで復権するのを阻止する目的がある¹⁸。

△修正一四条三節の自動執行性について▽

三節にはすべての者に権利を付与するという性質はなく、特定の個人に公職就任の資格を剥奪するという予防的かつ峻厳な制裁を与えることで作用するものである。

グリフィン判決でチェイス連邦最高裁長官が述べたように、この規定の対象となる人物を確定する必要がある、この確認作業を実施するためには、ある程度正式な手続、証拠、判決、判決の執行が不可欠である。憲法はこのような確定の権限を、同条五節に基づき、連邦議会に付与している。

修正一四条三節に関しては、同条五節が定める連邦議会の権限は重要である。同条成立の直後、憲法は三節を執行する手段を規定していないことが認識され、その執行を定める法律の必要性が理解されていたのであって、その後五節に基づき、三節を執行する規定が一八七〇年市民的権利法の一部として制定された¹⁹。

△州による連邦の公職に就く者やその候補者に対する

修正一四条三節の適用について▽

本件では、州も連邦議会とともに修正一四条三節を執行できるのが争点となっている。州の公職に関しては州も三節の執行権限を有するが、連邦の公職、特に大統領職については、その権限はない。州には憲法に反しない限りで自州の公務員資格とその選挙方法を決定する固

有の権限があり、修正一四条はその権限を制約しない。しかし、この州の権限は、連邦の公職に就く者 (officeholders) とその候補者に及ぶものではない。連邦の公務員の存在と職務は、一部の国民ではなく、国民全体の一致した見解に責任を負うので、これらの公務員の選挙と適格性に関する権限は州に固有のものではなく、州がそれを行行使するには授権がなければならない。そして憲法は、連邦の公職に就く者やその候補者について三節を執行する権限を州に授権していないのである。被上訴人は、三節に違反した可能性のある連邦の公職に在任中の者を罷免する権限を憲法は州に委ねたと主張していない。そのような権限は「各々の州のいかなる支配も受けない全国政府の完全なる独立性を憲法は保障する」という原則を無視するものである。実際にこの原則の下、州は連邦公務員に対する職務執行令状の発布や、連邦機関の拘束下にある者への人身保護令状の発布といった、より威力の少ない権限をも欠いているのである。被上訴人は、州は三節の執行を連邦職の候補者に及ぼすことができる」と主張するが、修正一四条の文言はそのような権限を州に明示的に授権していない。同条は、五節を通じ

て執行権限を連邦議会に認めているにすぎないのだ。

修正一四条の本質は、州権の制約にある。また同条は、その条項を州に対して執行する新しい権限を連邦議会に付与した。このような特殊な条項が黙示であれ連邦職の候補者を欠格にする権限を州に認めていると理解するのは不自然である。

憲法は選挙条項（一条四節一項）および選挙人条項（二条一節二項）で、連邦議会議員と大統領の選挙を州が管理し実施することを認めているが、これらの規定が修正一四条三節に関して州に対する授権を黙示的に認める根拠になると認める理由は存在しない。このような州への授権は、修正一四条が定めた連邦と州の権限上のバランスを大きく変更することになろう。

修正一四条三節の文言も、この見解を補強する。三節は連邦議会による欠格の解除を規定しているが、この解除権限に制限はなく、連邦議会はいつでも行使することができる。そもそも州がこの三節を立候補制限として自由に執行することができるのなら、連邦議会はその決定の影響を現在の選挙サイクルに及ぼしたい場合、投票が始まる前に解除権を行使せざるを得なくなる。だが、連

邦の公職の候補者に関する連邦議会の権限にそうした負荷を与える権限を憲法が州に積極的に委任していると想定するのには無理がある。

被上訴人は、修正一四条の採択後の数年間に、連邦の公職に就く者やその候補者に対して州が同条三節を執行した実績を指摘していない。こうした先例の欠如は、主張される権限に「深刻な憲法上の欠損」があることを「示唆」するものだ。州は修正一四条の採択後に州の公職就任で欠格にしたことがあり、連邦ではなく州の公職に対する欠格というパターンは、州が連邦の公職に対して執行権限を欠いていたという「²⁰一般的理解があつたこととの説得力のある証拠」となる。

△修正一四条三節の執行における連邦議会の役割について▽

連邦の公職に就く者やその候補者に対して、修正一四条三節を長く効力のあるものにしてきたのは連邦議会である。連邦議会は一八七〇年市民的権利法を制定し、連邦検事に対して、三節に違反する連邦および州の非民選公務員の解職請求を連邦裁判所に民事訴訟として提起す

る権限を与え、同節に反して公職に就きまたは就こうとすることを連邦犯罪とした。連邦議会上院と下院は、憲法一条に基づく独自の権限から、連邦議會議員やその当選者を修正一四條三節に違反するの点から裁いたことがある。さらに反逆反乱への関与を連邦犯罪にして公務就任の欠格事由とした一八六二年没収法は、欠格を執行する追加的規定していた。²¹⁾

△修正一四條三節を執行する法律に求められる内容▽

修正一四條五節の定める連邦議会の権限は厳密に「救済的な」法律の制定であるため、同條三節を執行する連邦議会の法律制定権限は五節により限定される。この限定に対応するため、連邦議会は立法が修正一四條の禁止する特定行為に対する救済的予防的な内容になるよう入念に調整しなければならない。

修正一四條三節は、同條の他の条項とは異なり、個人の行為を禁止するもので、憲法遵守宣誓の後に合衆国に対する反逆反乱に参加した者の公務就任を禁止するにすぎない。同節を執行する連邦法は、当該行為に対する予防性・救済性と目的達成のために用いられる手段との整

合性および比例性を反映するものでなければならない。

連邦議会は「一八六二年没収法と一八七〇年市民的権利法の」²²⁾ほかに、修正一四條三節を執行する法律を制定していない。

△大統領選挙における州の修正一四條三節執行の不能性について▽

連邦の公職に就く者やその候補者に対する州の修正一四條三節を執行する権限は、同條五節に基づくことはない。だからこそ逆に、州のこの権限は適用範囲が広いと主張されることがあるが、連邦の公職に関して憲法が連邦より広い権限を州に認めているとは考えにくい。

また大統領職に関して、州の三節執行にはより大きな懸念がある。「大統領選挙に州が課す制限には、独特の全国的な重要利益が関係するのである」。大統領選挙の候補者が三節により欠格になるのかについて各州がそれぞれ判断することができるようでは、「大統領は全国すべての有権者を代表する」という基本原理と合致する統一的な判断が下される可能性は極めて低いだろう。州ごとに本案に対する判断が異なるだけでなく、訴訟手続

に関する法も異なることが、大統領選の同一候補者の欠格性に対する各州の判定が食い違う理由となる。州ごとに、立証の際に求められる厳密性の程度も異なるうえに、伝聞証拠の証明力の認定にも差がある。このように同一の行為を審理の対象にしても、ある州では候補者が適格になる一方で、別の州では欠格になる事態が発生しうるのである。

州が修正一四条三節を執行した結果生じうる「不統一」は、連邦政府と国民全体との直接的な結びつきを切断することになる。大統領選挙では「各州での投票のインパクトは、他の州で様々な候補者に投じられた票の影響を受けるのである」。投票後に三節の欠格が主張された場合、深刻な混乱が発生し、選挙結果は変更されるかもしれない。憲法は、このような、いつ発生しても不思議ではない混乱に耐えることを国民に求めてはいないのだ。

連邦の公職に就く者とその候補者に対する三節の執行は連邦議会の権限であり、州の権限ではない。コロラド州最高裁の判決はこの結論と合致しない。⁽²³⁾

△結論の全員一致の強調▽

連邦最高裁の九名の判事全員がこの結論に同意している。四名の判事は、修正一四条三節の作用に関する特徴や、同条五節に基づく連邦議会の三節執行という点に反対しているが、これらの点は州が三節を執行する権限を欠いていることの唯一の理由ではない。当該法廷意見の多様な点が結びついてこの結論に至っている⁽²⁴⁾のであり、それらはこの全員一致の判決に不可欠なのである。

バレット判事一部同意・一部結論同意意見

州は大統領選挙の候補者に対して修正一四条三節を執行する権限をもたないとする点につき、法廷意見に同意する。本件を解決するにはこの原則で十分であり、それ以上については判断しない。

本件では連邦議会の立法が三節を執行する唯一の手段なのかという複雑な問題を検討する必要はないのだが、法廷意見がそれを検討してしまった。思うに、いまは声高に違いを強調する時ではない。当裁判所は大統領選挙が実施される不安定な時期に、政治的緊迫度の高い問題を決着したのだ。こうした状況では、本判決に対する評

価は国民の熱気を高めるものではなく冷ますものであるべきだ。その意味で、我々の間の意見が一致したことの方がその相違よりもはるかに重要である。九名の判事全員が本判決の結論に同意したのであり、これがアメリカの人々が納得すべきメッセージなのである。⁽²⁵⁾

ソトマイヨール判事結論同意意見 (ケイガン判事、ジャクソン判事同調)

「必要がないのに踏み込んだ判決をするべきではない」という司法の自己抑制は、建国以来の原則である。「ルールを特定の事案に適用する者は必然的にそのルールを説明して解釈しなければならぬ」からこそ、当裁判所は「法が何であるのかを述べること」が認められているのだ。

本判決はこの非常に重要な原則から逸脱し、本件だけでなく将来生じうる課題についても判断を下した。本件で当裁判所は、州が修正一四三節の下で大統領選挙の候補者を予備選挙の投票用紙から除外することができるところについて判断するはずだった。そして、コロラド州にそれを認めることは、アメリカの連邦主義と相容れな

い、州ごとの不統一という混乱を引き起こすだろうと判決した。本件の解決にはこれで十分だが、法廷意見はその先に進んでしまった。将来の議論から当裁判所と上訴人を切り離すために、法廷意見はまったく新しい憲法問題、すなわちどの連邦機関が修正一四三節を執行する権限をもつのか、そしてその執行はどうあるべきかという問題について判断し、同条五節に基づいて連邦議会が連邦法を制定した場合に限り反逆による欠格を裁定できると判決してしまった。これにより、別の連邦機関が三節を執行する可能性はなくなった。そうした意見には同意できない。

憲法構造に組み込まれた連邦制の原則が本件を解決する。州は連邦制の弱体化を狙って、選挙を管理する権限を行使することはできない。そのような危険は、大統領選挙ではいつそう深刻になる。このような局面での州の規制には、州の境界を越えて「独特の全国的な重要利益が関係する」。州は大統領選挙に対して重要な権限をもつのは間違いないが、連邦制を含む他の憲法規定によって制約されるのである。

いくつかの州の一部の幹部が次期大統領を決定すると

いうのは、三節の関係からみれば驚くべき結論である。南部再建期の憲法修正条項は連邦の権限拡大と州の権限制約を意図したものであり、修正一四三節は州が自らの公務員を選任する権限に憲法上の制限を加えようとしたものである。したがって、州に次期大統領を決定する新しい権限を付与したという主張は、三節の論理に反する。

ここまでの説示で、本件を解決する確実かつ十分な根拠は示されている。コロラド州に三節を執行する権限を認めることは、「国民に直接責任を負う連邦制」という起草者たちの想定を危うくするのである。当裁判所はこの結論を説示することから始めて、そして終えるべきだった。⁽²⁶⁾

△法廷意見に対する批判▽

本件は連邦政府が当事者ではないにもかかわらず、法廷意見は連邦による修正一四三節の執行はどのように進められるべきなのかについて触れ、その執行に際して連邦議会は法律を制定しなければならずと判示した。このような想定は三節の条文に基づくものではない。同

節の明白な禁止規定には、同条五節に基づいて制定された法律による執行が必須であるとは明記されていない。三節自体はその逆を示しているものであり、連邦議会による欠格の解除を規定している。連邦議会の過半数が執行法を廃止し制定しないことで三節の運用を無にできるのなら、憲法が欠格の解除になぜ三分の二の多数を要求したのか理解できない。

修正一四三節の別の条項も法廷意見の見解を支持するものではない。五節は、連邦議会に法律による修正一四三節の執行権限を与えた。しかし、いかなる種の救済的立法も不要である。南部再建期の修正条項はすべて自動執行であって、立法を必要としない。大統領の欠格に関する別の規定も、法律による執行を必要としないのである。法廷意見は、三節の欠格に関する特別のルールを創設しただけなのだ。

三節の欠格はその目的を達成するために制定された法律に基づくのではない限り行われたいという要請を裏づける根拠を、法廷意見は何も示していない。グリフィン判決を引用するが、それには先例としての効力がない。法廷意見は、三節に関する未解決の問題に判断を下し、裁

判所の三節の執行の可能性を閉ざしてしまった。さらに、三節を執行する法律はそれに適合するよう調整された手続を定めておく必要があると説示して、連邦政府に遵守を求める連邦の一般法による執行を排除してしまった。こうすることで、法廷意見は反逆者と目される人物を欠格にかかる将来の訴えから保護したのである。²⁷

3. 検討

A. 欠格条項の歴史性

前述のように、憲法修正一四条三節は南北戦争後に南軍関係者が連邦の公職に復帰するのを阻止するために制定されたものである。そのため、この条項をその目的に限定して理解することはあり得るのであって、実際にそうした主張もなされている。²⁸ 本判決ではどの判事も、欠格条項が南北戦争に関連する規定であり、現代的意義はないとの立場をとることはなかった。連邦最高裁は同条項を歴史的規定とは解釈せず、現在も適用可能な規範と判断したのである。

B. 州による欠格条項の執行

本件での争点は、州が大統領選挙の候補者について修正一四条三節を執行し、その欠格を認定することができるとのことであった。連邦最高裁は全員一致で、州は連邦の公職に就く者とその候補者に関して欠格条項を執行する権限はないとの判決を下した。

法廷意見は、連邦の公職に就く者の職務は国民全体に責任を負うものであり、その適格性を審査する権限は原則として連邦政府に属し、憲法や法律の授権がない限り州は行使できないとして、憲法自体はそのような授権を明示的にはしていないと説示する。また、修正一四条を含む南北戦争に伴って制定された憲法修正が州の権限削減を目的とするものであることを強調して、当該権限の黙示の授権を認めることはできないとした。加えて、欠格条項に基づき州が単独で連邦の公務員の地位をなく奪した歴史的事実が欠如していることに注目して、このことは州の同条項の執行権限は連邦には及ばないという一般的理解が制定当時から存在していたことを強く推認させると指摘した。確かに憲法は選挙条項（一条四節一項）および選挙人条項（二条一節二項）において、連邦

議会議員の選挙と大統領選の選挙人の選出を州が管理し実施することを認めているが、「大統領選挙に州が課す制限には、独特の全国的な重要利益が関係する」²⁹ため、州に対して一定の制約が及ぶとした。法廷意見はさらに、各州で立証の際に求められる厳密性の程度や伝聞証拠の証明力の認定に差があることから、州の欠格条項の執行は統一性を欠き、州ごとに候補者の適格性が変動する事態となるが、そうした「不統一」は連邦政府と国民全体との直接的な結びつきを切断することになると説示した。

このように法廷意見は、連邦制の構造と修正一四条の制定目的から、連邦の公職に就く者とその候補者に対する州の欠格条項の執行権限を否定した。法廷意見に同意しなかった四名の判事もこの点については同意し、ソトマイヨール判事結論同意意見は法廷意見と同じ理由を再述するとともに憲法の規定する連邦制を強調した。しかしこの四名の判事は法廷意見のこの説示のみで本件を解決するには十分と考え、より踏み込んだ判決を下した法廷意見に与することはなかった。

C. 欠格条項の自動執行性

法廷意見の中で四名の判事が不要だとするところは、欠格条項の執行には連邦法の存在が必要であると認定した箇所と、その執行法の内容に関する部分である。そこでまず、欠格条項の執行には連邦法の存在が必要なのかという問題、すなわち欠格条項の自動執行性について検討する。

ここでいう自動執行とは、連邦の公職に就く者とその候補者に対して修正一四条三節の要件を充足することが認定された場合、即座に欠格条項の効力が発生することをいう³⁰。欠格条項の自動執行性を肯定する立場は、憲法には当該条項のほかに大統領の欠格に関する規定³¹があるが、それは自動執行規定なのだから修正一四条三節も同様に自動執行規定であると主張していた³²。

法廷意見は、欠格条項成立直後にチェイス連邦最高裁長官が下級審裁判官として欠格条項の自動執行性を否定し、連邦法の制定を要求したグリフィン判決³³に言及して、欠格条項の適用対象者を確定するための手続が必要であり、修正一四条五節に基づき連邦議会にそのような手続規定を制定する権限が付与されると指摘した。そし

て、欠格条項の制定当時の連邦議会は執行手続の必要性を理解しており、その結果として一八七〇年市民的権利法の³⁴一部に規定されたことを強調した(さらに憲法一条に基づく議院自律権による議員の資格争訟や、修正一四一条制定以前の法律である一八六二年没収法が欠格を執行する追加的手続を規定していた³⁵ことにも言及した)。法廷意見は、修正一四一条制定直後の連邦議会や連邦最高裁長官の理解(それが欠格条項の「原意」であるのかどうかに関わらず)に準拠し、欠格条項の自動執行性を否定して、その執行には連邦法(あるいは少なくとも連邦議会の意思)が必要であると判示したのである。

これに対してソトマイヨール判事結論同意意見は、法廷意見の見解には条文上の根拠がなく、三節の文言自体とも矛盾すると批判した。また、修正一四一条の別の条項に関して自動執行と理解する従来の解釈とも合致せず、大統領職への就任要件を規定した他の憲法規定(二一条一節五項)とも整合しないと述べた。ソトマイヨール判事は、法廷意見が根拠の一つとしたグリフィン判決は先例としての拘束力に欠けるとも述べ、憲法は欠格条項の執行において連邦法の存在を必要としないと論じた。

法廷意見の理解は、修正一四一条の従来の解釈から逸脱しているといえるだろう。結論同意意見が指摘するように、連邦最高裁は平等保護条項やデュープロセス条項の執行に関して連邦法の存在を求めてこなかった。これについて、法廷意見は三節が個人の行為を禁止している点で、政府行為を対象とする修正一四一条の他の条項とは異なることを強調するが、³⁶個人の行為を特定することが特別の執行法の必要性を正当化することになるのか疑義がある。三節を自動執行と理解し、その上で当該行為の三節該当性を裁判過程においても確定することができると思われるからだ。また三節の規定する連邦議会の欠格解除権限は、同節の自動執行を強く示唆している。³⁷法廷意見が当時の連邦議会や連邦最高裁長官の理解だけを根拠に自動執行性を否定したのは、欠格条項の原意や「歴史と伝統」に基づかない論拠に乏しい判断と思われる。³⁸法廷意見は連邦法の必要性を論じる際、各州で欠格条項を自州の公務員に執行するとき個別の州法が存在を前提としていたのかについて論及していない。連邦最高裁が近年憲法解釈において、その条項の運用における「歴史と伝統」を重視してきたことを踏まえるなら、³⁹そして

連邦の公職に關係する先例が乏しい場合に、州における執行法の有無についての事例は重要な参考事例になる⁴⁰⁾。また、修正一四條五節に基づいて制定される連邦法だけが同條違反の救済手段であると理解されてきたわけではない⁴¹⁾。以上の点を踏まえるなら、法廷意見の立場は修正一四條の適用に關する「伝統」と合致しない可能性が高い。

D. 執行法の内容

法廷意見はさらに、連邦議會在定める執行法の内容にまで言及し、修正一四條五節に基づいて制定される執行法は同節が連邦議會在付与した権限の枠内に収まるものでなければならぬと述べた。五節が授權する連邦議會在の権限は修正一四條違反を厳密に予防しその侵害を救済する法律の制定権限であるので、欠格条項の執行法も予防的救済的な性質を帯びている必要がある。さらに合衆國に對する反逆・反亂に参加した者の公務就任の禁止という目的を達成する法律でなければならぬとして、執行法は三節に特化したものであることを要請する。またその目的を達成するために用いられる手段は、そうした者

の公務就任に對する予防性・救済性と整合し比例するよう入念に調整されたものであるべきと説示した。そして反逆罪⁴²⁾以外には欠格条項を執行する法律はなく、現時点で同条項を執行する余地は相当限定されていることを示唆した。

ソトマイヨール判事結論同意意見は、法廷意見の立場では、欠格条項を執行する法律は、その目的をもつ特別なものであることが求められ、他の一般的な法律での執行は認められなくなることになるが、そうした解釈を採用する根拠が何ら示されていないと批判する。そして、既存の法律を活用して裁判所が欠格条項を執行する可能性を否定してしまつたと指摘するのである。

修正一四條三節と五節の關係は、法廷意見が述べるほど整合的ではない。五節に關する判例は連邦議會在に修正一四條違反の救済法の制定を認めるが、その主対象は差別禁止や自由の保護であるところ、三節が禁止する内容は合衆國への反逆・反亂の加担者の官職就任であつて、性質が異なる⁴⁴⁾と考えられるからだ。くわえて、欠格条項の執行に關して、それを可能にすると解釈できる一般法に準拠することができるのか、そして裁判所がそのような

一般法を活用することができるといえるのかという問題は、同条項の適用の機会にかかる重要な問題となる。アメリカでは、公的か私的にかかわらず権力を行使する者が適正な権限に基づいているかを問う権限開示令状（*Quo Warranto*）⁴⁵が広く活用されている。裁判所は申立てに基づき、適正な権限の有無を審理するが、その際欠格条項を適用して判断することが許されている。実際、州ではこの手続により一月六日の事件の参加者が公職から排除されているのである。⁴⁶ソトマイヨール判事が指摘するように、法廷意見は三節に特化した執行法の制定を要請することにより、連邦の公職に就く者に対して、国民が連邦裁判所で権限開示令状を申し立てて、欠格条項を適用する途を閉ざしてしまったといえるだろう。⁴⁷

E. 大統領の「公務員」該当性

欠格条項は、憲法を支持する宣誓をした連邦議会の議員、合衆国の公務員、州議会の議員、もしくは州の執行府または司法府の職員が反逆などを行った場合に官職就任を認めないとする規定である。この条項には「大統領」という文言は明記されていないので、大統領は憲法

遵守宣誓をした合衆国の「公務員」に該当するのかが争点となっていた。実際に本件の下級審であるコロラド州地方裁判所が大統領は「公務員」ではないと判決したように、この論点は欠格条項を大統領およびその候補者に適用することを否定する論拠となり得る。もともと、大統領は「公務員」該当しないとの立場には国民的な理解を得られないだろうとの懸念が示されていた。⁴⁸

この点について、法廷意見は直接の検討を行っていない。⁴⁹しかし、「公務員（*Officer*）」という言葉は使わずに「公職に就く者（*Officeholder*）」と言い換え、その者に欠格条項が及ぶだけでなく、大統領もその言葉に含まれることを前提に議論を進めた。一般に「公務員（*Officer*）」と「公職に就く者（*Officeholder*）」は互換性があると理解されているため、法廷意見は間接的にはあるが、欠格条項のいう「公務員」に大統領は該当するとの立場をとったと理解することは可能であろう（ただし、ソトマイヨール判事結論同意意見がこの理解を支持しているかは定かではない）。

F. バレット判事一部同意意見について

バレット判事は、法廷意見の欠格条項の執行には連邦法の存在が必要であると認定した箇所とその執行法の内容に関する部分には同意せず、さらにソトマイヨール判事の結論同意意見にも参加しなかった。バレット判事がその短い個別意見で強調しなかったのは、憲法が規定する連邦主義の観点から、州は連邦の公職に就く者やその候補者に対して欠格条項を執行することができないという点については、連邦最高裁の判事全員が同意しているということだ。同判事は、この結論に全員が同意していることをトランプ前大統領の立候補資格に関わる政治性の強いこの裁判で国民に提示する意義は大きく、だからこそ全員が同意できる理由に限定して判決すべきだったと考えていた。それゆえ、法廷意見を批判する部分を含むソトマイヨール判事結論同意意見に同調しなかったのである。本判決が政治的に持つ意味を考慮するならば、バレット判事の見解は尊重されるべきだったと思われる。

G. 本判決の影響

本判決が示した、州は連邦の公職に就く者やその候補

者に対して欠格条項を執行することができないという結論は、トランプ前大統領の立候補資格を州ごとに判定することはできないことを明確にした。したがって、前大統領が一月六日に反逆行為に加担したのかどうかという問題は⁵⁰、彼が次期大統領に適任であるのかの判断に包含されて、二〇二四年一月の大統領選挙で国民が決定することとなった。本判決はまた、大統領以外の連邦職の公務員に対しても、州は修正一四条三節を執行することができないことを確定させた。

法廷意見は、現在欠格条項を執行する法律は反逆反乱の罪が確定した場合に連邦の公職を欠格とする規定⁵¹に限られると認定した。従来、州における三節執行では、対象者の反逆反乱罪での有罪確定を前提とせず、議会や裁判所が欠格を宣言できると理解されてきた⁵²。しかし、本判決により連邦公務員とその候補者に対しては、新法を制定しない限り、連邦の反逆反乱罪での有罪確定が三節執行の前提となることになった。法廷意見のいう「連邦公務員の職務」の特殊性（全国民に対する責任）が、かかる連邦公務員と州公務員の別異取扱いを正当化するの
か定かではない。

本判決の結果、トランプ前大統領の公職就任資格について、連邦議会が執行法を制定した後に判定される余地が残された。現在のアメリカの政治状況を踏まえるなら考えにくいことではあるが、仮に一月の選挙で連邦議会の上下両院で民主党が議席の過半数を獲得した場合、そしてトランプ前大統領が大統領に当選したならば、連邦議会が三節の執行法を制定して、欠格条項に基づきその資格を判定する可能性を想定することはできよう。選挙後の新しい連邦議会は二〇二五年一月三日に招集⁽⁵³⁾され、新大統領の当選確定は一月六日に行われるが⁽⁵⁴⁾、この間に民主党優勢の連邦議会が修正一四条三節を執行する法律を制定し、新大統領の就任資格を審査⁽⁵⁵⁾することはありえなくはない⁽⁵⁶⁾。こうした可能性に対して、法廷意見は「投票後に三節の欠格が主張された場合、深刻な混乱が発生し、選挙結果は変更されるかもしれない。憲法は、このような、いつ発生しても不思議ではない混乱に耐えることを国民に求めてはいないのだ⁽⁵⁷⁾」と説示したが、その立場を貫徹するのなら、大統領は欠格条項の適用対象外であると判決する⁽⁵⁸⁾など、国民の投票の結果をいっそう強く保証する判断を示すべきだったと思われる。

(1) 合衆国憲法の訳は、初宿正典＝辻村みよ子編『新解説世界憲法集〔第4版〕』（三省堂、二〇一七年）と松井茂記『アメリカ憲法入門〔第9版〕』（有斐閣、二〇二三年）を参考にした。

(2) William Baude & Michael Stokes Paulsen, *The Sweep and Force of Section Three*, 172 U. Pa. L. Rev. 605, 608-609 (2024).

(3) See Jennifer K. Elsea, Congressional Research Service, *The Insurrection Bar to Office: Section 3 of the Fourteenth Amendment*, 1, 2 (Sep. 7, 2022) <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/LSB/LSB10569>>.

(4) 読売新聞二〇二一年一月七日夕刊「日本経済新聞 二〇二一年一月八日朝刊参照」。

(5) See H.R. Res. 24, 117th Cong. (2021).

(6) See 167 Cong. Rec. S733 (daily ed. Feb. 13, 2021)

(7) Anderson v. Griswold, 2023 WL 8006216 (Colo. Dist. Ct. Nov. 17, 2023).

(8) *Id.* at *43-46.

(9) Anderson v. Griswold, 543 P.3d 283 (Co. Sup. Ct. 2023).

(10) *See id.*, at 323.

(11) *See id.*

(12) *See id.* at 324.

(13) *See id.* at 131-134.

- (14) *See id.* at 330.
- (15) *See id.* at 331-332.
- (16) *See id.* at 305-306.
- (17) Trump v. Anderson, 144 S. Ct. 539 (2024).
- (18) Trump v. Anderson, 601 U.S. 100, 108-109 (2024).
- (19) *Id.* at 109-110.
- (20) *Id.* at 110-114.
- (21) *Id.* at 114-115.
- (22) *Id.* at 115.
- (23) *Id.* at 115-117.
- (24) *Id.* at 117.
- (25) *Id.* at 117-118 (Barrett, J., concurring in part and concurring in the judgment).
- (26) *Id.* at 118-120 (Sotomayor, J., concurring in the judgment).
- (27) *Id.* at 120-122.
- (28) *See* Am. Citizens v. United States, No. 05-1259, 2006 WL 8444223, at *1 (D.N.M. May 31, 2006). *See also* Myles S. Lynch, *Disloyalty & Disqualification: Reconstructing Section 3 of the Fourteenth Amendment*, 30 Wm. & Mary Bill Rts. J. 153, 156, n.10 (2021).
- (29) Anderson v. Celebrezze, 460 U.S. 780, 794-795 (1983).
- (30) 欠格条項の自動執行性に関する学説については、高畑英一郎「トランプ前大統領の刑事訴追とアメリカ憲法」有斐閣 Online ロージャーナル 11(1)15-17 (二〇二四年) (YOLJ.LI2402001) 参照。
- (31) 憲法二条一節五項は出生時にアメリカ国籍を取得していること、三五歳以上であること、国内に一四年以上居住していることを大統領の就任要件とし、修正二二条一節は三期目の選出を禁止している。
- (32) *See* Baude & Paulsen, *supra* note 2, at 624.
- (33) *In re Griffin*, 11 F. Cas. 7 (C.C.D. Va. 1869) (No. 5815). この裁判は、白人女性に道を譲らなかった黒人が女性の息子からの暴行に反撃して息子に発砲した事件について、被告人の黒人が有罪判決を下した州裁判所の判事が南軍関係者であり修正一四条三節により欠格であると主張して人身保護令状を連邦裁判所に請求した事件である。チェイス長官は、ヴァージニアの連邦控訴裁判所の裁判官として、本文にある説示を行った。*See also* Henry Ishitani, *The Fourteenth Amendment is Not a Bill of Attainder: Uncovering the Fundamental Contradictions in Chief Justice Chase's Argument That Section Three Is Not Self-Executing*, HARV. L. REV. BLOG (Jan. 28, 2024) <<https://harvardlawreview.org/blog/2024/01/section-three-is-not-a-bill-of-attainder/>>.
- (34) Enforcement Act of 1870, §14-15, Pub. L. No. 41-114, 16 Stat. 140, 143-144 (1870) (repealed 1948)

- <https://www.senate.gov/artandhistory/history/resources/pdf/EnforcementAct_1870.pdf>.
- (53) Confiscation Act of 1862, §§2, 3, Pub. L. No. 37-195, 12 Stat. 589, 590 (1862) < <https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-12/pdf/STATUTE-12-Pg589-2.pdf>>. この法は今日も有効である。 See 18 U.S.C. § 2383.
- (59) See also David B. Froomkina & Eric Eisne, *The Second Coming of the Second Section: The Fourteenth Amendment and Presidential Elections*, 56 ARIZ. SR. L.J. 127, 148 (2024).
- (62) See Michael C. Dorf, *Nine Justices in Search of an Excuse to Nullify Section 3 of the 14th Amendment*, DORF ON LAW (Mar. 5, 2024) <<https://www.dorfonlaw.org/2024/03/nine-justices-in-search-of-excuse-to.html>>.
- (68) 本判決が原憲主義の立脚点についてどのように見解を述べたか see Mike Rappaport, *The Originalist Disaster in Trump v. Anderson*, THE ORIGINALISM BLOG (Mar. 5, 2014) <<https://originalismblog.typepad.com/the-originalism-blog/2024/03/the-originalist-disaster-of-trump-v-andersonmike-rappaport.html>>.
- (69) See e.g., N. Y. State Rifle & Pistol Ass'n v. Bruen, 142 S. Ct. 2111 (2022) ; Dobbs v. Jackson Women's Health Org., 142 S. Ct. 2228 (2022) ; Kennedy v. Bremerton School District, 142 S. Ct. 2407 (2022).
- (40) 実際、アリゾナ州では執行法がなくとも、裁判所が公務員に欠格条項を執行して対象者を解職した事例がある。 See State v. Griffin, 2022 WL 4295619 (N.M. Dist. Ct. 2022) ; Griffin v. State, NO. S-1-SC-39571 (N.M. S. Ct. 2022).
- (41) Ilya Somin, *What the Supreme Court Got Wrong in the Trump Section 3 Case*, LAWFARE (Mar. 8, 2024) <<https://www.lawfaremedia.org/article/what-the-supreme-court-got-wrong-in-the-trump-section-3-case>>.
- (42) 18 U.S.C. § 2383.
- (43) See City of Boerne v. Flores, 521 U.S. 507, 536 (1997).
- (44) 大林啓吾「大統領選挙立候補資格をめぐる司法判断——トランプ対アンダーソン判決の読解」判例時報 一五九一号 (二〇二四年) 二〇頁参照。
- (45) フォンントン D.C. に送ける権限開示令状について、see D.C. CODE §§ 16-3501 to 16-3503.
- (46) State v. Griffin, 2022 WL 4295619 (N.M. Dist. Ct. 2022) ; Griffin v. State, NO. S-1-SC-39571 (N.M. S. Ct. 2022). 高畑・前掲註(39) 〇一四も参照。
- (47) 大統領の権限は全国的に及ぶため、権限開示令状にその無効判断が深刻な混乱をもたらす可能性を指摘するべきである。 See Dorf, *supra* note 37. ただし、連

邦最高裁は「政治問題」の法理を「事実上の公務員 (de facto officer)」の法理に基づいて、大統領権限を肯定するべきであると述べた。⁴⁹ See Josh Blackman & Seth Barrett Tillman, *If Trump Prevails, How Will Section 3 Be Litigated On Or After January 20, 2025?*, VOLOKH CONSPIRACY (Mar. 5, 2024) <<https://reason.com/volokh/2024/03/05/if-trump-prevails-how-will-section-3-be-litigated-on-or-after-january-20-2025/>>.

(48) See Michael McConnell, *Is Donald Trump Disqualified from the Presidency? A Response to Matthew J. Franck*, PUBLIC DISCOURSE (Jan. 18, 2024).

(49) See Somin, *supra* note 41; Marty Lederman, What's dividing the Justices (and other initial reactions to the Court's decision in Trump v. Anderson), BALKINIZATION (March 5, 2024) <<https://balkin.blogspot.com/2024/03/whats-dividing-justices-and-other.html>>.

(50) コロラド州の地裁や最高裁は前大統領の加担を認定したが、本判決はその点に一切言及していない。

(51) 18 U.S.C. § 2383.

(52) 高畑・前掲註(30) 10-17 参照。

(53) See U.S. Const. amend. XX § 2.

(54) See 3 U.S.C. § 15.

(55) See U.S. Const. amend. XX § 3.

(56) この可能性を指摘するもののように、see Ned Foley,

Can Congress Disqualify Trump After the Supreme Court's Section 3 Ruling?, LAWFARE (Mar. 14, 2024) <<https://www.lawfaremedia.org/article/can-congress-disqualify-trump-after-the-supreme-court-s-section-3-ruling>>. Foley 自身は、法廷意見は大統領選挙後の執行法制定を肯定しつつあると理解する。⁵⁰ See also Somin, *supra* note 41.

(57) Anderson, 601 U.S. at 117.

(58) この論点がそれぞれ議論の俎上にかかる可能性を説くもののように、see Blackman & Tillman, *supra* note 47.